

2020年3月23日  
総務部

次世代育成支援対策推進法による事業主行動計画  
(第4期)

1. (目的)

次世代育成支援対策推進法施行に伴い、当社における事業主行動計画等を定める。

2. (職業家庭両立推進者)

当社の職業家庭両立推進者は、本社総務部長とする。

3. (計画期間)

2020年4月1日から2025年3月31日までの5ヵ年計画(第4期)とする。なお、計画期間終了時には、改めてつぎの計画期間について2年以上5年以下の範囲で定めるものとする。

4. (行動計画)

第4期の行動計画はつぎのとおりとする。なお、つぎの計画期間の計画は、第4期計画期間終了時までにはあらためて検討するものとする。

(1) 社員への啓蒙活動

① 全社的な啓蒙活動

- (ア) 育児・介護休業法に係る社規内容について、イントラネットへの掲載により周知を図る。
- (イ) 新入社員に対する人事諸制度説明において、出産・育児・介護関連制度を説明し、周知を図る。

② 該当者への啓蒙活動

- (ア) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、制度の説明や関連情報の提供を実施する。
- (イ) 労働者の育児休業中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項について説明を実施する。
- (ウ) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の説明を実施する。

(2) 雇用環境の整備

- ① 所定外労働の削減のための措置を検討・実施する。
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置を検討・実施する。
- ③ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ④ 育児休業後の原職(相当職)復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。
- ⑤ 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、相談体制の検討・整備を行う。  
相談窓口は各支店総務担当部門とし、職業家庭両立推進者が統括する。

(3) その他

必要に応じ、計画期間中に上記行動計画に追加することがある。

5. (行動計画の実行)

行動計画においては、つぎのとおり実行する。

- (1) 社員への啓蒙活動 法改正時、該当社員発生時適宜。
- (2) 雇用環境の整備 可能な項目から随時実施。
- (3) その他 適宜。

6. (付 則)

本事業主行動計画は、職業家庭両立推進者が策定、改定、追加、削除を行う。